

姫路市宿泊施設デユースプラン利用促進事業補助金公募要領

1 目的

姫路市では、宿泊施設における新たな顧客の掘り起こしと客室の有効活用を図るとともに、新たな収入源の確保につなげるため、テレワークや一時的な滞在の場としてデユースプラン（自らが管理する宿泊施設の客室を宿泊せずに日帰りで利用させることを目的に企画した商品をいう。以下同じ。）の利用を提供する市内の宿泊事業者を対象として、当該プランの利用回数に応じて以下のとおり補助金の交付を行う。

2 補助対象者

市内でデユースプランを提供する宿泊施設のうち、以下のすべての要件を満たすもの旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項の許可を受け、市内に所在する施設で同法第2条第2項から第4項までに規定する旅館業を営む宿泊事業者で、次のいずれかにも該当しない者。

- (1) 代表者、役員又は使用人その他の従業員、構成員等が姫路市暴力団排除条例（平成24年姫路市条例第49号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第1号に規定する暴力団若しくは同条第2号に規定する暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項第4号に掲げる営業を営む者
- (3) 特定の政治家若しくは政治団体又は宗教を援助し、若しくは助成し、又は圧迫し、若しくは干渉を加える目的を有する者
- (4) 国、兵庫県若しくは姫路市又はこれらの者が所有する施設を地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により管理する者
- (5) 令和4年8月1日までに納期限が到来した姫路市税に滞納がある者（地方税法（昭和25年法律第226号）附則第59条の規定による徴収猶予を受けている者にあつては、当該猶予以外に姫路市税に滞納がある者）

3 補助対象事業

市内の宿泊施設において、次に掲げる要件を全て満たすデユースプランを提供する事業

- (1) 令和4年10月1日から令和5年2月28日までの期間に提供されるものであること。
- (2) 午前7時から午前0時までの範囲で提供されるものであること。
- (3) 1室当たり1名が利用するものであること。ただし、障害者（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する者をいう。）を介護する者が同行する場合は、この限りでない。
- (4) Wi-Fiその他の通信設備により、支障なくインターネットを使用できる環境を提供するものであること。
- (5) 床面から天井面まで周囲が壁で仕切られ、個人が専用利用できる環境を提供するものであること。

4 補助金総額

18,000,000円（予算の範囲内で交付する。）

5 補助金額等

(1) 補助対象経費

1人につき2,000円を上限に、事業計画書（様式第2号）にて申請のあったデイクースプラン（消費税を含み、飲食に相当する料金に係るものを除く）の設定価格の1/2の金額を補助（10円未満は切捨）

なお、デイクースプランを販売する際は、デイクースプランの設定価格から上記補助対象額を控除して販売するものとする。

(2) 補助金額

上記(1)により算出したデイクースプラン1件当たりの額に利用件数を乗じた金額

(3) 補助金の上限額

複数の宿泊事業者から申請があった場合は、デイクースプランの対象となる部屋数をもとに補助金の総額を割振りし、各宿泊施設への補助金の上限額として交付決定する。

（先着順ではない。）

6 手続き（別紙「姫路市宿泊施設デイクースプラン利用促進事業手続きの流れ」を参照）

(1) 補助金の交付申請

補助金の交付を受けようとする者は、次のとおり申請すること。

ア 募集期間

令和4年8月31日（水）から同年9月16日（金）まで（必着）

イ 提出方法

郵送（持参不可）

ウ 申請書類

(ア) 姫路市宿泊施設デイクースプラン利用促進事業補助金交付申請書（様式第1号）

(イ) 事業計画書（様式第2号）

(ウ) 旅館業法第3条第1項の許可を受けたことを証する書類の写し

(エ) 補助対象事業で使用する部屋の内部写真

(オ) 誓約書（様式第3号）

(カ) 姫路市税に関する誓約書兼調査に関する承諾書（様式第4号）

(キ) その他市長が必要と認める書類

エ 交付決定

市は交付申請書類の審査を行い、適当と認められたものを予算の範囲内で交付決定する。

(2) デイクースプランの実施

デイクースプランは、令和4年10月1日（土）から令和5年2月28日（火）の期間内に提供すること。

※上記期間外に提供されたデイクースプランは補助対象経費とならない。

(3) 実績報告書の提出

補助対象事業が完了したときは、次のとおり実績報告を行うこと。

ア 提出期間

補助対象事業が完了してから30日以内

(ただし、遅くとも令和5年3月7日(火)までに提出すること。)

イ 提出方法

郵送(持参不可)

ウ 実績報告書類

(ア) 姫路市宿泊施設デユースプラン利用促進事業実績報告書(様式第9号)

(イ) 姫路市宿泊施設デユースプラン利用促進事業月別利用実績報告書(様式第10号)

(ウ) デユースプラン利用確認書(様式第11号)

(エ) その他市長が必要と認める書類

エ 補助金額の確定

市は実績報告書類の審査を行い、交付すべき補助金の額の確定通知を行う。

(4) 補助金の交付請求

補助金の額の確定通知を受けた補助対象事業者は、次のとおり補助金の請求を行うこと。

ア 請求期間

補助金の額の確定通知を受けてから速やかに請求を行うこと。

(ただし、遅くとも令和5年3月15日(水)までに請求すること。)

イ 提出方法

郵送(持参不可)

ウ 請求書類

(ア) 姫路市宿泊施設デユースプラン利用促進事業補助金交付請求書(様式第13号)

(イ) 相手方登録申出書(既に登録済みの補助対象事業者は提出不要)

エ 補助金の支払

市は、請求書類を確認し、速やかに補助金を交付する。

7 書類の提出先

調整中

(令和4年8月中旬に受託事業者を決定し、速やかに市ホームページにより案内する予定)

【参考】姫路市宿泊施設デユースプラン利用促進事業の市ホームページ

URL <https://www.city.himeji.lg.jp/kanko/0000021752.html>

8 その他

(1) 事務局の設置

宿泊事業者からの制度概要、申請・利用方法、書類の記載方法等に関する問い合わせ先となる電話窓口及びメールアドレスを令和4年9月上旬までに設置する。

(事務局が設置されるまでは姫路市観光課が問い合わせ先となる。)

(2) 利用者への広報

ア PR用チラシの作成・配布

令和4年9月下旬までに広報用のチラシを作成し、デユースプランを実施する宿泊事業者へ配布する。

イ WEBページの開設

デユースプランの利用が促進されるよう、令和4年9月中旬頃にPR用のWEBページを開設する。当WEBページには、制度の概要、利用条件、各宿泊施設のホームページへのリンク、感染症対策への協力依頼、問い合わせ先及びQ&A等を掲載する。

9 問い合わせ先

姫路市観光スポーツ局観光文化部観光課（姫路市役所本庁舎高層棟7階）

受付時間 午前8時35分から午後5時20分まで

※正午～午後1時00分を除く。

※土曜、日曜及び祝日の閉庁日を除く

電話：079-221-2121

FAX：079-221-2101

E-MAIL: mice@city.himeji.lg.jp